

三重県環境学習情報センター指定管理者募集要項

三重県環境学習情報センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「地方自治法」という。）第244条の2第3項及び三重県環境学習情報センター条例（平成11年三重県条例第36号、以下「センター条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

（1）指定管理者制度活用目的（期待する効果）

三重県（以下「県」という。）では、センターの管理について、民間事業者等のノウハウを活用することにより、より一層効果の高い環境教育の実施や施設運営の経費削減の期待とその可能性を求めて、指定管理者制度を活用します。

（2）施設の設置目的（役割）

三重県環境保全活動・環境教育基本方針の中の「推進体制とその他の重要事項」で、センターを環境学習・環境情報の拠点施設としています。また、「県民しあわせプラン第二次戦略計画」では、「環境経営・環境行動の促進」（施策431）で、センターを拠点として、参加・体験型環境講座や環境学習指導者養成講座などを実施することとしています。

これらを受け、センターは具体的には次のような役割を担っています。

ア 展示施設の活用や、ホームページ、情報誌「環境学習みえ」による情報提供、各種イベントへの参加など、県民の環境への「興味」や「気づき」の機会を提供すること。

イ 出前講座や社会見学の受け入れ、市民向け環境講座の開催、「こどもエコクラブ」の支援を通じて、県民に芽生えた「興味」や「気づき」を「知識」や「実践」へと発展させる機会を提供すること。

ウ 上記内容を、家庭や学校、地域、企業など様々な主体へと展開する「環境学習指導者」等を養成すること。

エ 環境保全活動推進のためのプログラム作りなどを通じて「環境学習指導者」等の活動を支援すること。

オ 様々な主体と連携して、環境保全活動を実施すること。

（3）施設運営の基本的な方向性（運営方針）

環境教育の目的は「持続可能な社会をめざして、県民がその役割に応じて環境保全活動を自主的に行うことができる力を育成すること」であり、県民がこれらの力を身につけることは、行政だけでなく、様々な主体が環境保全活動に取り組む基礎となり、県が目指す「新しい時代の公」を推進する上でも欠かせないことと考えています。このことから、三重県における環境教育を推進するための中心的な機関として、上記環境教育の目的に向かって、その役割を充実させ、強力に環境教育を推進していきます。

2 施設の概要

(1) 名称

三重県環境学習情報センター

(2) 所在地

三重県四日市市桜町3684-11

(3) 施設の構造・規模等

三重県保健環境研究所（鉄筋コンクリート造3階建）の1階

面積：展示ホール 402 m²、エコプラザ 90 m²、研修室 154 m²、分析実習室 100 m²、事務室 112 m²、ミーティングルーム 33 m²、倉庫・更衣室 26 m² 計 917 m²

以上が指定管理者の管理する場所となります。

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げるセンターの利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、センターを適正に管理するものとします。

(1) 休館日

12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 利用の制限等

センター条例第18条第1項に基づき、次のいずれかに該当する場合は、施設の利用制限、変更、利用の取り消し等を行ってください。

ア 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

イ 利用者がセンター条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

エ 暴力団の利益になると認められるとき。

オ 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

カ 公益上必要があると認められるとき。

キ センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(4) 利用の許可等

指定管理者は、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、センターの利用許可等の手続きについては、同条例の規定に基づいて行っていただきます。例えば、利用申込みや許可の手続きの方法をあらかじめ明示することや、利用許可の取消し等不利益処分を行うことなどが該当します。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

ん。

(6) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨に則り、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(7) 利用料金制度の採用

センターの管理にあたっては、地方自治法第244条の2第8項及びセンター条例第19条の規定に基づく「利用料金制度」を採用するため、センターの利用に係る料金は指定管理者の収入となります。

よって、センターの管理に係る収支について、一定の責任を負うことになり、センターの利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

(8) 県施策への協力

県では、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策などの施策を進めており、これらの施策について十分理解していただくとともに、県に協力し施策実現に寄与してください。

(9) 関係法令等の遵守

指定管理者が、センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守していただきます。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）

ウ 三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）

エ 三重県環境学習情報センター条例（平成11年三重県条例第36号）

オ 三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）

カ 三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）

キ 三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）

ク 県民しあわせプラン・同プラン戦略計画

ケ 三重県環境基本計画（平成16年6月改定）

コ 三重県環境保全活動・環境教育基本方針（平成17年6月策定）

サ その他センターを管理運営するための業務に関連する全ての法令等

(10) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

ウ 県に報告すること

エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと

4 指定管理者が行う業務の範囲

センター条例第4条で規定する指定管理者が行う具体的な業務内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、業務の質の向上を図るため下記（5）の「成果目標」を定めています。申請にあたっては、業務区分ごとに具体的な仕様を検討し、提案してください。

（1）「気づき」の機会の提供

ア センター施設管理

（ア）センター展示施設等維持管理

環境体験設備、環境学習コーナーなどの展示施設、屋外に設置された陶板の管理、貸与備品の管理を行ってください。維持管理要求水準については（別紙1）にて定めます。

また、本年度実施のリニューアル工事に伴い、環境体験設備、環境学習コーナーにおける機器のリース契約及び保守が必要となる場合があります（その場合の費用については6（1）を参照してください）。また、それと共にリース機器および保守についての詳細な取り決めを行うこととします。

なお、施設にかかる光熱水費については、県が負担しますが、地球温暖化防止や省エネルギー、環境保全のため、使用量、排出量の削減に努めてください。また、施設警備や清掃は県の委託する業者が実施することとなりますが、業務の実施に当たっては当該業者に協力してください。また、施設運営に伴い排出されるゴミについては、指定管理者が処理してください。

また県では、「県庁地球温暖化防止率先実行計画」の策定、ISO14001 認証取得を行っていることから、センターにも適用対象となるため、三重県保健環境研究所が実施する緊急事態対応研修等に参加してください。それ以外の環境影響評価、独自目標などは県が定めます。三重県保健環境研究所が定める独自取組（昼休み時間の消灯、空調の停止、職員の飲食等にかかるゴミの持ち帰り、外からのゴミの持ち込み禁止、ゴミ分別の徹底、環境活動への積極的な参加など）に協力してください。

大規模修繕（1件50万円を超える修繕）については、修繕計画書を策定するとともに、見積書を徴し、県と協議してください。

指定管理者の管理する部分および共用部分以外への区域へは三重県保健環境研究所の許可なく立ち入りはできません。

（イ）展示コーナーの活用

環境に配慮した取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体等が行う環境活動を紹介するなど、展示コーナーの活用を図ってください。また、展示パネルの記載内容を最新のものへと更新してください。

【平成21年度実績】

品名	期間	内容
今月の企画展示	毎月更新	環境に配慮した取組を実践している企業、学校、NPO、ボランティア団体などが環境活動を紹介しています。
環境学習推進委員の自主展示	随時	環境学習推進員が独自で企画した展示を行っています。
その他	随時	団体等からの依頼により、ポスターの掲示を行っています。
こどもエコクラブ紹介	随時	こどもエコクラブの入会案内、壁新聞な掲示を行っています。

(ウ) 環境啓発資材等貸出管理

環境教育ビデオ、環境啓発パネル、環境教育教材など無料で貸し出しを行ってください。また、破損時の修繕や、必要な資材の増強を行ってください。

【平成21年度実績】

	保有数		貸出実績(21年度)
	種類	数量	回数
環境教育教材	51	722	22
環境啓発パネル	92	126	8
環境教育ビデオ	65	79	1

(エ) 環境情報資料の管理

① 図書情報システム運用

蔵書管理を行う図書管理システムのメンテナンスやデータの登録等を実施してください。

② 環境に関する図書・資料等の閲覧提供業務

新たな図書、雑誌の購入、閲覧しやすい環境の整備、環境情報資料(環境報告書等)の収集・提供を実施してください。なお、蔵書数は約2500冊です。

【21年度購入実績】

図書5冊、雑誌9冊、新聞4紙

(オ) 環境情報の発信・提供

① センターの行事案内及び広報

センターパンフレット、夏休み講座・イベント等のチラシの作成配布や報道機関等への資料提供等を行ってください。

【平成21年度実績】

センター案内パンフレット発行

Mie こどもエコフェアのチラシ配布 197小学校の全生徒分を配布

メールマガジン 1回/月 269箇所

講座案内チラシ 2,500部/各回

② ホームページ作成更新

三重県の環境学習に役立つホームページの作成、センターのホームページの作成、活動内容の紹介や講座の案内ページの作成を行ってください。

なお、ドメイン名の確保、ホームページの運用にかかるサーバ等の調達、メールアドレスの確保などは指定管理者が行ってください。

(カ) 情報誌「環境学習みえ」の編集・発行

6月・9月・12月・3月の年4回発行（8ページを標準）してください。発行部数は各回4,000部を標準とします。

なお、配布先は県内各小・中学校、公立図書館、県庁舎、市町、講座受講者、こどもエコクラブ（約1,000箇所）等です。

【平成21年度実績】

環境学習みえ発行各回4,000部（県内各小・中学校、公立図書館、県庁舎、市町、講座受講者、こどもエコクラブ計3,000部、手元での配布1,000部）

【参考】過去に発行された情報誌（PDF）

<http://www.eco-mie.com/forum/center/paper/2010/index.html>

(2) 気づきを「知識」や「実践」へと発展させる機会の提供

ア 社会見学の受け入れと体験教室の開催、一般見学者の案内

展示ホールの見学と体験教室をセットにして実施するなど、訪問者の希望を聴き取るとともに、そのニーズに応じた受け入れを行ってください。

【平成21年度実績】

学校関係（47組 2,952名）

一般（22組 445名）

イ 出前講座

県内の市町、地域団体、企業、学校等からの要望により、地域に出向いて講座を実施してください。内容については、依頼者の希望を聞き取るとともに、そのニーズに応じたものとしてください。

【平成21年度実績】

こども・生徒向け（56回 4,140名受講）

一般向け（56回 1,931名受講）

ウ 環境講座

県民に芽生えた環境活動への気づきを、知識や実践へと発展させる体験講座を実施してください。

(ア) こども向け講座

工作や体験実習を主とした講座を開いてください。

【平成21年度実績】

夏休みこども環境講座（全8回を1回）

環境学習交流会（1回）

ネイチャーゲーム大会（1回）

(イ) その他環境講座

自然観察、自然体験講座、環境バスツアーなどを実施してください。

【平成21年度実績】

親子で考える環境講座（2回）

ヒヌマイトトンボに関するセミナー・講演会・観察会（8回）

エ こどもエコクラブ支援事業

(ア) 会員の募集

こどもエコクラブの会員を広く募集してください。また、市町への募集の呼びかけや、広報活動を行ってください。

【平成21年度実績】

地域の子供会にて説明と募集

県内小中学校校長会にて事業の説明と募集

市町教育委員会と連携し、小学校を訪問して事業の説明と募集

イベント（出展含む）においてこどもエコクラブPRと会員募集

(イ) こどもエコクラブ都道府県事務局業務

こどもエコクラブ登録事務、全国事務局、市町事務局との連絡調整を行ってください。事業概要や手続きに関する「市町担当者研修会」を開催（年度当初に1回）してください。

(ウ) 活動支援

県内のこどもエコクラブの活動の様子や支援についてまとめた活動報告集を年1回発行してください。また、活動支援や情報発信を行ってください。

【平成21年度実績】

平成21年度末会員数149団体（17,720人）

県内交流会（鳥羽市で開催 8クラブ 120名参加）

オ 環境学習指導者等の養成

環境教育や実践的な環境活動を家庭や学校、地域、企業など様々な主体へと展開する、環境学習指導者等の養成を行ってください。

（環境学習指導者とは）

- ・ 広く環境に関する知識を身につけていること
- ・ 体験・参加型の環境学習が実践できること
- ・ 市町や学校現場と協力して、環境保全活動をリーダーとして実践できること

【平成21年度実績】

環境基礎講座	6回を1講座として、2講座開催
インタープリター養成講座	4回を1講座として、2講座開催
生ごみたい肥講座	5回を1講座として、1講座開催
プロジェクトワイルド・エデュケーター養成講習会	1回を1講座として、1講座開催
環境学習指導者養成	アクティビティ体験コース 2回を1講座として、1講座開催

実践講座	ファシリテーター養成コース	3回を1講座として、1講座開催
指導者養成スキルアップ講座		12講座開催
PLT（プロジェクト・ラーニング・ツリー）指導者養成セミナー		1回を1講座として、3講座開催
ヒノマイトトンボに関するセミナー		1回を1講座として、1講座開催
教員向け研修		2回を1講座として、1講座開催

カ 環境学習指導者等の活動の支援

センターが過去に開催した環境学習指導養成講座等の受講者や、今後養成した指導者等が、実際に環境保全活動を行うための支援を行ってください。

【平成21年度実績】

センター開催の講座修了者で組織される「環境学習サークルみえ」が当センターを拠点（事務局）に活動し、毎月第2土曜日に定例会を開催しました。また、こども環境講座等で修了者が講師を担当しました。

キ イベントの開催

センターが主催または共催するイベントを行ってください。

【平成21年度実績】

Mie こどもエコフェア（56団体出展 4,200名来場）

キッズエコフェア（350名来場）

ク 様々な主体と連携した環境保全活動の実施

（ア）各種イベントへの参加協力

各市町の環境フェア等への出展や、他機関からのイベント協力要請に対応してください。

【平成21年度主な実績】

四日市こどもまつり

ベルファームくるくるフェスタ

エコ☆キッズ2009

そういんエコフェスタ2009

コープみえ「商品・くらしの活動交流会」

石樽の里まつり

秋の市民交流フェスティバル

つ・環境フェア

（イ）他機関の実施する環境関連業務への協力

県や市町等の実施する環境関連業務に協力してください。

【平成21年度実績】

子育て応援！わくわくフェスタ（三重県健康福祉部）

東海三県一市グリーン購入キャンペーン（名古屋市）

(ウ) 講師派遣依頼等への対応

他の団体や機関が開催する講座等の講師派遣依頼に対応してください。

【平成21年度実績】

津市教育研究会への講師派遣

鈴鹿市教育研究会への講師派遣

三重県総合教育センターの研修への講師派遣

自然史教育談話会とのヒヌマイトトンボに関するセミナー、観察会の開催

ケ その他運営に関すること

(ア) 環境相談

環境に関連した質問、相談、情報、問い合わせ等があれば、センターの開館時間中、随時受け付けてください。

(3) 利用の許可に関する業務

センター条例第15条第1項に基づき、利用に関する必要な規定を定めるとともに、利用許可及び利用料の収受にかかる業務を行ってください。利用の許可に当たっては、ゴミの量の削減等を徹底し、環境負荷を低減させるよう利用者に周知してください。なお、対象は研修室と分析実習室で、利用時間は午前9時から午後9時までとします。料金はセンター条例19条第2項別表第1で定められた金額の範囲内とします。

【平成21年度実績】

貸室利用 10回

(4) 管理上必要な事項

ア 人員配置・組織等に関する事項

(ア) 人員配置等

総括責任者を配置するとともに、施設の管理運営に支障がでない職員の勤務体制としてください。また、業務が適切に行えるようチェック体制を確立させてください。

(イ) 人材育成

サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し対応できるよう、職員の研修を定期的に行ってください。また、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行ってください。

(ウ) 成果目標の設定及び事業評価の実施

県が示す成果目標以外に、指定管理者独自の成果目標を設定してください。事業計画書に基づき実施した事業については自己評価を行い、その評価結果をその後の事業に反映させ、事業内容を継続的に改善してください。

(エ) 企業（団体）の社会的責任への取組

企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）の確立、環境管理の推進等に向けた取組を行ってください。

イ 危機管理に関する事項

(ア) 災害及び事故等の不測の事態（以下「危機事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。なお、危機管理マニュアルを県に提出し

てください。

(イ) 消防署等関係機関からの危機管理マニュアル改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善してください。

(ウ) 危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をしてください。

(エ) 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。

(オ) 緊急事態等が発生または発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を行うとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。

ウ その他

(ア) 業務を円滑に遂行するため、また、業務の進捗状況の把握のため、県と必要に応じて連絡調整を行うこととし、県らの求めに応じて、随時関係資料等を提出してください。

(イ) センターの管理に関し、必要な関係機関への届出や手続きを遺漏なく行ってください。

(ウ) 施設内で遺失物、取得物を発見した場合は、適切に対処してください。

(5) 指定期間を通じて達成すべき成果目標

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ア 環境教育参加者数(人)	25,500	26,000	26,500	27,000	27,500
イ 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数(人)	7,400	7,800	8,200	8,600	9,000
ウ 指導者養成を目的とした講座受講者数(人)	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
エ 講座参加者の満足度(%)	90				

なお、目標値の計上方法については、(別紙2)で定めます。

【21年度実績】

環境教育参加者数(人)	25,150
児童・生徒を対象とした環境教育参加者数(人)	7,092
指導者養成を目的とした講座受講者数(人)	1,064
講座参加者の満足度(%)	59～ 100※

※全281講座中2講座で90%を下回った

5 指定管理者の指定の予定期間

(1) 指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間で予定しています。

(2) この指定の期間は、県議会での議決により確定することとなりますので、ご注意ください。

6 管理に要する経費等

(1) 指定管理に係る指定管理料

県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）は次に示す額を上限とします（ただし、本年度実施のリニューアル工事に伴って機器のリース料及び保守料が発生する場合は、当該費用を加えた額を指定管理料の上限として協定書を締結します）。

なお、各年度において県が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の額 177,520千円以内（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）（内訳）各年度における指定管理料概算額

平成23年度	35,313千円
平成24年度	35,409千円
平成25年度	35,504千円
平成26年度	35,599千円
平成27年度	35,695千円

(2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、センターの利用料収入は、指定管理者の収入とします。利用料金の設定については、センター条例に定める額の範囲内で、指定管理者が設定することとなります。

なお、利用料金の設定にあたっては、知事の事前承認が必要となります。

イ 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。

ウ センターの管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、上記「1（2）施設の設置目的」をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。なお、個人での応募は受け付けません。

(1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

(3) 三重県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。

(4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

(5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(7) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。

ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。

(8) 役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。

(9) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。

(10) 三重県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。

と。

ただし、三重県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除きます。

(11) 複数の法人等による応募

センターのサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。

ア グループにより申請をする場合には、グループの名称を設定し、代表となる法人を選定すること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体間における連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。

ウ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

エ 次に記載する「8（5）イ提出書類」（オ）から（セ）までについては、構成団体ごとに提出すること。

8 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、すべて申請者の負担とします。また、提出された書類は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、正本1部を除き、全て返却します。

(1) 募集要項並びに仕様書の配布等

募集要項並びに仕様書等（以下「募集要項等」といいます。）は次のとおり配布（又は閲覧）します。

ア 配布（又は閲覧）期間

平成22年7月14日（水）から平成22年7月27日（火）までの午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時と土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

イ 配布（又は閲覧）場所

三重県津市広明町13番地

三重県環境森林部地球温暖化対策室 地球温暖化対策グループ

電話 059-224-2368 FAX 059-224-3024

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ってください。なお、郵送を希望する場合には、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ、または、電子メールのいずれかで上記イあてに平成22年7月22日（木）午後5時までに必着するようお申し込みください。

また、募集要項等については、三重県ホームページからもダウンロードすることができます。

アドレス (<http://www.eco.pref.mie.jp/>)

(2) 展示施設にかかる設計図書等の閲覧

ア 閲覧時期

平成22年7月14日（水）から平成22年8月26日（木）までの午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時と土曜日及び日曜日を除きます。）

イ 閲覧場所

募集要項等の配布場所と同じです。

ウ 閲覧申込

訪問日時、人数等を上記イあて申し込んでください。

(3) 現地説明会の開催

現地説明会を、次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人等は、必ず、（別紙様式Ⅰ）の参加申込をして参加してください。当説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

なお、グループにより指定管理者指定申請書を提出する場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できます。

ア 開催日時

平成22年8月4日（水）時間は参加申込み後、追って通知します。

イ 開催場所

三重県環境学習情報センター

三重県四日市市桜町3684-11

電話 059-329-2000 FAX 059-329-2909

ウ その他

参加を希望する法人等は、平成22年7月30日（金）午後5時までに（1）イ（三重県環境森林部地球温暖化対策室）まで申し込みを行ってください。

(4) 質問事項の受付及び回答

この募集要項等の内容等に関する質問がある場合には、（別紙様式Ⅱ）により提出してください。

ア 質問の提出

(ア) 受付期間

平成22年8月5日（木）から平成22年8月10日（火）までの午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時と土曜日及び日曜日を除きます。）

(イ) 受付場所

募集要項等の配布場所と同じです。

(ウ) 受付方法

質問は持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、三重県ホームページで公表するとともに、下記により閲覧することもできます。

(イ) 閲覧期間

平成22年8月17日(火)から平成22年8月26日(木)までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日及び日曜日を除きます。)

(ウ) 閲覧場所 募集要項等の配布場所と同じです。

(5) 申請書類の受付

ア 受付期間

平成22年8月27日(金)から平成22年8月31日(火)までの午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合もあります。

また、下記の(ソ)～(チ)の書類については、複数の法人等による応募の際に提出してください。

(ア) 指定申請書(別紙様式1)

(イ) 事業計画書(別紙様式2)

記載要領については(別紙3)を参照してください。

(ウ) 事業計画書の要旨(別紙様式3)

県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記(イ)の事業計画書の要旨をA4用紙1～2枚程度にまとめたものを作成してください。

(エ) 収支計画書(別紙様式4)及び年度別収支計画書(別紙様式5)

(オ) 上記「7 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書(別紙様式6)

なお、上記7(6)に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

(カ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(キ) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)

(ク) 法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)

(ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(コ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(サ) 役員等の名簿(氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう)及び履歴を記載した書類

(シ) 法人等の概要がわかる書類(別紙様式7)

(ス) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

(セ) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

以下複数の法人等による応募の場合

(ソ) グループ構成員表(別紙様式A)

(タ) グループ協定書の写し(別紙様式B)

(チ) グループ委任状(別紙様式C)

ウ 提出書類の扱い

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

エ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。但し、郵送の場合は書留郵便により提出期限の平成22年8月31日(火)午後5時必着とします。

オ 提出先

募集要項等の配布場所と同じです。

カ 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

なお、事業計画書の要旨については、県ホームページに掲載できるようPDFファイル様式で提出してください。

9 指定管理者の選定

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記(1)に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「8(5)イ 提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨を三重県ホームページで公表します。

(3) 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記(4)の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

(4) 選定基準等

申請者から提出された事業計画書等については、(別添)「三重県環境学習情報センター指定

管理者審査基準」に基づき、選定委員会で審査を行います。

(5) 審査の方法

指定管理候補者の審査選定については、次の２段階審査により行います。

ア 第１次審査（書面審査）

上記（１）の申請資格の審査を通過し、かつ下記（６）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の書面審査を行い、第２次審査の対象として４団体程度を選定します。但し、申請者が４団体以内の場合は、第１次審査は行いません。

（ア）開催日時

平成２２年１０月１日（金）１４時から（予定）

（イ）開催場所

津市内予定

（ウ）審査結果の通知

第１次審査の審査結果は、審査終了後速やかに、書面で通知します。

イ 第２次審査（ヒアリング審査）

第１次審査を通過した申請者を対象に、選定委員会によるヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、１団体あたり、約６０分程度を予定しており、その詳細については、別途通知いたします。

（ア）開催日時

平成２２年１０月１５日（金）１０時から（予定）

（イ）開催場所

津市内予定

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

- ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

(7) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、第２次審査の対象となった申請者全員に書面で通知します。（平成２２年１０月末頃予定）

(8) 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、三重県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、三重県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

10 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、平成22年11月招集予定の三重県議会定例会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「7 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「9（6）失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

県は、議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定を締結しようとする事項の具体的な内容については、添付資料「基本協定書（標準案）」をご参照ください。

12 管理状況の把握と評価・監査等

（1）利用者の声の把握

センターの利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。

なお、原則として、毎月の利用者数、利用料金の実績等については毎月、アンケート結果や苦情内容及びその対応状況等については四半期毎に、まとめた業務報告書をその翌月15日までに県に提出してください。

（2）業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、センター条例第10条の規定による事業報告書、上記（1）にかかる月次・四半期の業務報告書等の提出を受けて、下記のセンター管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、4（5）に記す成果目標についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

県は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が別途、締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、センターの維持管理および経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又はセンター内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

（3）監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、

指定管理者が行うセンターの管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

(4) 財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

(5) 県庁地球温暖化防止率先実行計画及びISO14001にかかる報告

三重県保健環境研究所に対し、削減目標にかかる項目の達成状況について報告を行ってください。

1.3 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、(別紙4)「リスク分担表」に定めるとおりとします。

ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

項目	指定管理者	県
施設(建物、工作物、機械設備等)の保守点検		○
展示設備の維持管理	○	
施設の修繕		○
展示設備の修繕	○	
安全衛生管理	○	
施設の使用許可	○	
事故・火災等による施設・備品の損傷	○(※1)	○
施設利用者の被災に対する責任	○(※2)	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

(※1) 指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任になる。

(※2) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるように迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければならない。

前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

1.4 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項及びセンター条例第11条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者がグループの場合で、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合においては、県は、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合には、当該管理の継続を認めるものとする。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

15 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わずことはできません。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、県の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

センターの管理運営業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行います。

(4) 利用許可等の引継ぎ

現管理者が平成23年3月31日以前に受付、利用の許可を行った指定期間以後の予約については、指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

16 この募集要項に関する問合せ先は、次のとおりです。

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁8階）

三重県環境森林部地球温暖化対策室 地球温暖化対策グループ

電話 059-224-2368

FAX 059-224-3024

電子メール earth@pref.mie.jp